

多治見市農業委員会の農業委員候補者募集要項

『農業委員会等に関する法律』第8条の規定により任命する農業委員の候補者を次のとおり募集します。

1. 募集人数

17名

2. 募集期間

令和8年2月2日（月）から令和8年2月27日（金）（必着）まで

・持参の受付は、土日祝日を除く月～金曜日の8時30分～17時15分となります。

3. 推薦及び応募の資格

委員の候補者は、農業に関する識見を有し、農地等の利用の最適化の推進に関する事項、その他の農業委員会の所掌に属する事項に関し、その職務を適切に行うことができる者とします。

ただし、次のいずれかに該当する者は、推薦を受け又は応募することができません。

- (1) 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
- (2) 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることとなるまでの者

4. 推薦及び応募の手続き

多治見市農業委員候補者の推薦書又は応募申込書と前記に係る確認事項書に必要事項を記入し、多治見市経済部農林課窓口へ持参又は郵送により提出して下さい。

※ 電子メールやファックスによる提出は受け付けません。

(1) 申込様式

- | |
|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 1. 多治見市農業委員候補者推薦書・応募申込書（下記のいずれか1つ） ①第1号様式：農業者（個人※3名以上）による推薦の場合（一般推薦） ②第2号様式：農業者が組織する団体による推薦の場合（団体推薦） ③第3号様式：個人による応募の場合（一般応募） |
| 2. 多治見市農業委員候補者推薦書・応募申込書における確認事項書 |

(2) 推薦書及び応募申込書の入手場所及び提出先

多治見市役所経済部農林課（市役所本庁舎1階）

〒507-8703 多治見市日ノ出町2丁目15番地

※ 多治見市役所ホームページから様式をダウンロードできます。

5. 候補者の選考

提出書類をもとに多治見市農業委員候補者選考委員会にて審査を行い、その結果を参考に市において農業委員候補者を決定します。

農業委員の任命は、市議会の同意が必要となることから、その結果は6月下旬頃に推薦者、被推薦者及び応募者に文書にて通知します。

6. 推薦・応募に応じた者の公表

推薦・募集期間の中間及び終了後、推薦書及び応募申込書の内容のうち住所及び電話番号を除く項目についてはホームページ等による公表の対象となります。

7. 任期

令和8年7月20日から令和11年7月19日まで（3年間）

8. 職務内容

- (1) 農業委員会の総会（毎月開催）における農地の権利移動や転用に係る許可等の審議及び決定並びにこれらに関する現地調査
- (2) 農地等の利用の最適化（担い手への農地利用の集積・集約化、遊休農地の発生防止・解消、新規参入の促進）に係る指針作成、現地調査、審議及び農業者や農業者が組織する団体等との協議
- (3) 農業者からの相談対応、助言指導等

9. 身分

多治見市の特別職の非常勤職員

10. 報酬

会長 月額18,000円、その他の委員 月額15,000円

※ 詳細は『多治見市非常勤の特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例』の規定に基づく額となります。なお、会長は任期初回の農業委員会総会で委員の互選により決定します。

11. お問い合わせ先

多治見市役所経済部農林課（市役所本庁舎1階）

〒507-8703 多治見市日ノ出町2丁目15番地

TEL 0572-22-1258（直通） 又は 0572-22-1111（代表）